

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会
 第2回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
 議事録

開催日時	令和6年10月10日(木) 9時27分～11時21分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席3人 (定数3人) 労働者代表委員 出席3人 (定数3人) 使用者代表委員 出席2人 (定数3人) 事務局 4人
出席者	公益代表委員 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 池内正博 鈴木敏和 谷口一幹 使用者代表委員 西田保夫 三浦浩明 事務局 中井労働基準部長、足立賃金室長、 平沢労働基準監督官、山下労働基準監督官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事録	別紙のとおり

○事務局（足立室長）

それでは、ただ今から、「令和6年度 第2回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員2名の合計8名のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、片山部会長にお願いします。

○片山部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご協力、よろしく申し上げます。

それでは、議題の「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に引き続いて、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○池内委員

20分をお願いします。

○片山部会長

では、9時50分から労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（足立室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4Fのテレビ会議室と5Fの労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は5Fの労働基準部長室を、使用者側委員は4Fのテレビ会議室をご使用願います。

平沢と山下がそれぞれご案内します。

○片山部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

【専門部会再開】

○片山部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、業況は回復傾向にあり、今後の見通しも悪くないなかで、人材確保などを考慮すると賃上げは必要であり、連合が取りまとめた今年の春闘におけるパートの時間給の引上げ額程度の引き上げが相当であるとのことでした。

使用者側につきましては、今年当初の滋賀県の自動車業界の状況を踏まえて、その影響を大きく受けている小規模事業者の状況を考慮して引上げ幅を検討すべきであり、昨年の自動車・同附属品製造業最低賃金の引上げ額程度とするのが、相当であるとのことでした。

以上から、本日のところは合意には至りませんでした。

次回の第3回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただいて、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしく願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見等なし〕

○片山部会長

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（足立室長）

第3回の専門部会は、10月21日（月）午後1時30分から、場所が変わりまして、建設会館3階の理事会室で開催いたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いします。

○片山部会長

それでは、「第2回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を終了し

ます。

お疲れ様でした。